

年金

国民年金保険料
納付は期限までに

町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料の納付方法は、日本年金機構から送られる納付書のほかに、クレジットカードによる納付、インターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

納付が難しいときは

保険料の納付が困難な場合は、免除制度や納付猶予制度があります。町民税務課国保年金係や年金事務所へご相談ください。

詳しいお問い合わせは

ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

**山武交通安全協会
交通安全活動で表彰**

まちづくり課 都市環境係
☎77-3908

山武交通安全協会の総会が5月25日に山武市の松尾ふれあい館で行われ、交通安全活動に顕著な功績のあった団体・個人に対し表彰が行われました。

交通安全優良団体部門

J A山武郡市千代田支所

交通功労者部門

菅井一雄さん(芝山支部 指導員)

山武交通安全協会芝山支部では指導員を募集しています。詳しくは、まちづくり課都市環境係へお問い合わせください。

医療

後期高齢者医療制度
保険料率の改定

町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に1度、見直すこととされています。平成28・29年度の保険料率についてお知らせします。

平成28・29年度の保険料率を

下記のとおり改正しました。厳しい経済情勢の中、保険料が増加する方にはご負担をお掛けします。千葉県後期高齢者医療広域連合では、引き続き被保険者の皆さんが安心して医療やサービスを受けることができるよう、制度の安定的運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■保険料の増加要因

- 被保険者数の増加や若年者層が減少したことにより、後期高齢者負担率(医療給付費のうち、皆さまの保険料で賄う分)が増加したため。
- 1人当たりの医療給付費の増加が見込まれるため。

詳しいお問い合わせは

千葉県後期高齢者医療広域連合 総務課
☎043-216-5011

改正後

(平成28・29年度の保険料率)
所得割率 7.93%
均等割率 40,400円
賦課限度額 57万円

改正前

(平成26・27年度の保険料率)
所得割率 7.43%
均等割率 38,700円
賦課限度額 57万円



地籍

土地の正確な管理のため
地籍調査にご協力ください

☎まちづくり課 地籍調査係 ☎77-3936

町では、平成20年度から国土調査法に基づく地籍調査事業を実施しています。本年度は、新井田(1)調査区（新井田、小池5、小池9地区の各一部）の現地調査を実施します。

地籍調査とは？

地籍調査とは、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことです。各筆の所有者などが記録され登記所で管理されています。登記所にある地図や図面は、半分ほどが明治時代に作られた地図などを基にしているため、現実と異なっている場合が多くあります。地籍調査を行うことにより、登記所の地図が現状のとおり更新され、まちづくりや災害復旧などの基礎資料として活用できるようになります。

地籍調査をしないと...

地籍調査が行われた地域では登記の情報が正確なものに改められるため、土地境界をめぐる

紛争を未然に防止できます。また、土地取引の円滑化や土地資産の保全も図れます。

地籍調査が行われないと、土地取引などを行う際にリスクを抱えたり、正確ではない情報に基づき課税されているなど、課税の公平性の課題が生じたりします。また、土地利用やまちづくりを阻害する要因や、災害復旧の際に境界確認から始める必要があるため、被災地の復旧・復興が遅れる要因にもなります。

土地所有者の確認事項

○現地調査

新井田(1)調査区（新井田、小池5、小池9地区の各一部）

現地にて境界を確認していただき、境界杭の埋設を行います。

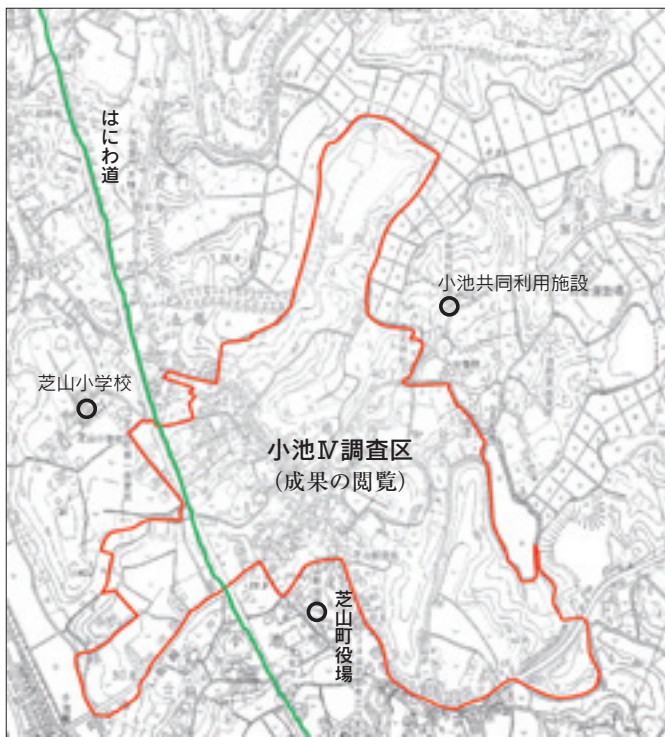
○成果の閲覧

小池Ⅳ調査区（小池2、小池4、小池5、小池6、小池9、大台

南地区の各一部）

前年度実施した現地調査の結果を測量し作成した「地籍簿」と「地籍図」の案を確認していただきます。※調査の際には、宅地、畑、山林などへの立ち入りおよび測量杭の埋設が必要となる場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

平成28年度 地籍調査実施区域図



平成28年度 地籍調査事業実施区域図

